

Client Alert

London

BAKER & MCKENZIE

2008年11月

英国税制改正案レポート2008

ロンドン事務所

Alex Chadwick
Tel: +44 20 7919 1910
alex.chadwick@bakernet.com

James MacLachlan
Tel: +44 20 7919 1935
james.maclachlan@bakernet.com

Geoffrey Kay
Tel: +44 20 7919 1787
geoffrey.kay@bakernet.com

John Fairley
+44 (0)20 7919 1840
john.fairley@bakernet.com

Baker & McKenzie LLP
100 New Bridge Street
London EC4V 6JA, England
Tel: +44 20 7919 1000
Fax: +44 20 7919 1999

東京事務所

Edwin T Whatley
Tel: +81 3 5157 2801
Fax: +81 3 5157 2901
edwin.t.whatley@bakernet.com

大河原健
Tel: +81 3 5157 2965
Fax: +81 3 5157 4300
ken.okawara@bakernet.com

小林真一
Tel: +81 3 5157 2807
Fax: +81 3 5157 2901
shinichi.kobayashi@bakernet.com

岡龍太郎
Tel: +81 3 5157 2809
Fax: +81 3 5157 4300
ryutaro.oka@bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
東京都千代田区永田町2-13-
10ブルデンシャルタワー
代表: +81 3 5157 2700

このたび英国法人が取得する国外配当の免税及び関連者に対する支払利息の損金性の制限に関する新しい制度が英国の大蔵大臣より発表されました。以下ではその概要についてご報告致します。

* * * * *

大蔵大臣アリスター・ダーリンは、Pre-Budget Reportとして、英国政府が2009年財政法において次のような税制改正を行うことを発表した。

- 一部の例外を除き、英国法人が取得する国外配当所得（子会社及びポートフォリオ投資）を完全に免税とすること
- 英国法人が支払った支払利息について、グループ連結での資金調達コストに連動した全世界ベースで損金算入を制限すること

また、大蔵大臣は、現行のタックスヘイブン対策税制の大規模な改正を2011年以降に行うことも発表している。なお、英国政府は、その他の歓迎すべき改正案として、大規模取引に適用される四半期ごとの報告義務に関する財務省承認を廃止することも発表している（これらは外国信託及び外国パートナーシップについても適用される見込みである）。

なお、これら国外配当所得の免税、全世界ベースでのグループ間利子損金性制限及び新しい四半期報告制度に関する具体的な法案は2008年12月に発表される予定である。

* * * * *

この件に関する詳細な情報につきましてはどうぞご遠慮なく左記までお問い合わせください。

John Fairley 及びJames MacLachlan は広範に渡って国際商工会議所及びThe 100 Group（英国大企業のCFOが参加する団体）と協力し、英国歳入関税庁及び英国財務省のプロポーザルに助言を与えています。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々の案件にそのまま適用できるとは限りません。また、本稿は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の意見を代表するものではありません。本稿につきましてご質問がございましたら、東京青山・青木・狛法律事務所パーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）の担当者にお問い合わせください。英国税務の詳細に関しましてはBaker & McKenzie LLPの担当者にお取次ぎさせていただきます。

Baker & McKenzie is a member of Baker & McKenzie International, a Swiss Verein with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.